

船橋市建設工事等指名業者選定審査会事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市建設工事等指名業者選定審査会規程に基づき設置する審査会に係る運営に関し、必要な事項を定めることによって、運営の適正化、円滑化を図ることを目的とする。

(選定の時期)

第2条 業者の選定は、選定を必要とする建設工事等に係る予算執行伺書の決裁終了後に行うものとする。

(審査会付議案件の依頼)

第3条 建設工事等を主管する課長は、審査会に付議すべき建設工事等があるときは、予算執行伺書に設計書を添付して契約を主管する課長に依頼するものとする。

(資料の提出等)

第4条 契約を主管する課長は、必要な資料を審査会に提出する。

2 審査会に提出した資料は、会議終了後直ちに回収し、破棄する。

(審査会後の処理)

第5条 契約を主管する課長は、審査会において指名業者を選定した後、直ちに当該建設工事等に係る決裁責任者の決裁を受けなければならない。

2 契約を主管する課長は、前項に規定する決裁の後、直ちに指名された業者に指名の通知を行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

2 船橋市建設工事等指名業者選定審査会運営要綱（昭和57年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。